

平成 28 年度第 1 回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ (H28.6.2 開催) 議事概要

議 題 手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例 (仮称) について

(主な意見)

○災害時の対応について

- ・災害時、特に聴覚や視覚障害のある方への情報提供が課題となっているが、あわせて「地域とのつながり」の必要性を感じる。(宮川委員)
- 災害時の対応については御意見をふまえ案文を考えたい。

○手話について

- ・法律に「言語である手話」と入ったが、何ら生活はかわっていない。条例に「言語である手話」という文言を入れるならば、手話の普及が実感できるような、条例としていただきたい。(宮川委員)
- 「手話言語」という表現や手話の歴史的な認識を踏まえることを前文に入れるなど検討していきたい。

○対象とする意思疎通のための手段 (用具) について

- ・「言語である手話」の定義を条例に入れることは大切だと思うが、手話を知らない聴覚障害のある人の日常での意思疎通手段は「筆談」なので、条例の中に入れていただきたい。また、用具には、磁気誘導ループあるいは補聴援助システムを入れていただきたい。(黒田委員)
- ・意思疎通の支援を図るための用具として、重度障害者用意思伝達装置が記載されているが、書かれていないと普及の対象として漏れてしまうのではないかと懸念しますがどのような考えか。(西尾委員)
- 具体的な取組は、要綱や計画などを定めるということがあるのではないか。(高橋座長)
- 他県の条例を見ると、条例制定後の施策展開は、障害者計画の中に個別具体的な取組を記載しながら進行管理しているところが多く、神奈川県は障害者計画とは別の計画を作成し進行管理している。条例に例示されていないから対象外ではなく、個別具体的な計画を策定し、行っていくということで御理解をしていただきたい。
- ・対象とする意思疎通のための手段として、「要約筆記等の文字の表示」となっているが、要約筆記では文字のみではなく図表も含まれることから「要約筆記等の視覚情報の表示」としてはどうか。(亀井委員)

- ・発達障害では、i P a dやスマートフォンを活用してやりとりする方が増えてきている。こういった支援ツールも手段に含めていただき、条例制定後は、家庭の財政状況の違いによらず、必要な人が使えるように財政支援をしていただきたい。（岡田委員）

○条例（手話言語条例とコミュニケーション条例）制定について

- ・聴覚障害者は、差別を受け、結婚することや子どもをもうけることが出来なかった歴史があり、孤独な方が多い。高齢になって施設に入っても手話を使って話す相手もおらず、まわりに馴染めず孤独のままている。

手話を使って、コミュニケーションができる環境を作らなければいけないと考えるため手話言語条例というものが必要と考える。（服部委員）

- ・「手話言語条例」とすること自体が障害者全体の差別になるのではないかと思う。資料の中にも、ろう者とろう者以外という文言がある。コミュニケーション条例という言葉の方がいいと思う。（木村委員）

- ・聴覚障害者の中でも手話を使う人は一部に限られ、手話について、皆様から御意見をいただくのは難しいと思いますので、検討している条例を「手話言語条例」と「コミュニケーション条例」に分けて別々に話し合ってみてまとめた方がスムーズに行くと思う。（宮川委員）

→障害者基本法でも、手話だけを取り上げて書いていない。また、障害者の権利に関する条約でも、いろいろなコミュニケーション手段があり、手話もあるという書き方となっているため、なぜ手話だけの条例を作って、それ以外はコミュニケーション条例となるか議論していただかなければいけないと思う。

- ・欠席の安田委員から提出された意見書を紹介

○今後の検討について

- ・本ワーキングは施策審議会の下に設置されており、施策審議会で確認した方向性がある（高橋座長）
- ・施策審議会で承認された案と違った提案がなされたとき、施策審議会の了解が必要とのことだが、「手話言語条例」と「情報コミュニケーション条例」を分けるという提案に従って検討するならば施策審議会の了解を得なければいけないのか。（黒田委員）
- ・「手話言語条例」と「コミュニケーション条例」を分けて制定したいという案を出しましたが、今後の進め方として、次の施策審議会に2つの条例を制定するための検討をするという提案を出して、了解が得られれば、再度、議論するという事で受け止めれば良いか。（服部委員）

- ・このワーキンググループの位置付けは、審議会で諮った内容に基づいて検討することであり、本質的な所を変えてワーキンググループで勝手に検討するわけにはいかないと
思う。施策審議会では一つの条例制定に向けての検討と考えている。それを、2つの条例制定に向けての検討が必要とのことならば、基本的な考え方が異なり、審議会を開催するか、開催しなくても審議会の了解を得ないと検討は進められないと会長として思う。

2つの条例制定に向けた議論をすることは、ワーキンググループに与えられた権限や役割を少し超えていると思う。ワーキンググループについては設置要領というものがあり、施策審議会承認がされ、その承認のもとにこのワーキンググループが設置されている。施策審議会は、一つの条例を作るための検討をするという考え方であり、1つの条例を分けて2つの条例を作るための検討をするならば、施策審議会の了解が必要であると思う。それが、ルールだと思ふ。

次回のワーキンググループでは、各委員の条例構成と記載事項の案の提出をしていただきたいという意向が事務局にあるとのことで、その意向も踏まえて、進め方を考えていくとともに、条例制定は、知事が提案し、知事の意向も考慮しなくてはいけないと思う。一方で、施策審議会は独立した会であり、知事の意向に従うというわけではないが、よりよい案を作っていきたいというのが座長であり会長の意見であります。(高橋座長)